

令和 5年 12月 27日

JST 研究開発事業関係の皆様

国立研究開発法人科学技術振興機構

JST 委託研究事業参画者に義務付ける研究倫理教育プログラムの拡充について

平素より JST の取り組みに対し、ご理解とご協力をいただきありがとうございます。

現在、JST は不正行為等の未然防止策の一環として、委託研究事業で研究受託する研究機関に対し、事業に研究参画する研究者等への研究倫理教育の履修を義務付けるとともに、一般財団法人公正研究推進協会 (APRIN) が提供する研究倫理 e-learning 教材 (eAPRIN) を指定教材として、その履修を求めています。

その一方で、昨今、研究機関または資金配分機関において、様々な研究倫理教育教材やプログラムが提供され、その充実が図られているところです。

そこで JST では研究機関が実施する研究倫理プログラムの拡充を図るため、令和6年4月以降、JST の委託研究事業に参画する研究者等に義務付ける研究倫理教育教材を eAPRIN に限定せず、日本学術振興会 (JSPS) や日本医療研究開発機構 (AMED) が提供する研究倫理教材を含め、研究者等が所属する研究機関がこれらと同等と判断する研究倫理教育プログラム・研修を対象として認めることとします。

詳細につきましては、JST ホームページ (<https://www.jst.go.jp/researchintegrity/education.html>) にて近日ご案内をさせていただきます。

JST としましては、これからも研究機関が行う研究公正の推進に対し、研究倫理教育教材の制作及び提供、研究公正ポータルサイトの運営、研究公正シンポジウム・ワークショップの開催、研究倫理講習の実施等のさまざまな取り組みを通じ、研究機関の支援に努めて参ります。

引き続きのご支援とご協力のほど、何卒、よろしくお願い申し上げます。

【本件お問い合わせ先】

国立研究開発法人科学技術振興機構
法務・コンプライアンス部 研究公正課
電子メール: rcr-kousyu@jst.go.jp